**特許調査に関する同意書（調査機関用）**

特許調査機関（以下、甲という。）は、日本知的財産仲裁センター（以下、センターという。）事業適合性判定の判定人又は申請人の依頼に基づいて特許調査を行うに際し、次の事項に同意する。

1. 甲は、判定人及び申請人の合意により特定した対象技術分野毎に、公報記載事項の概要が記述された抄録、全公報のＰＤＦデータ、個々の公報の番号（該当ＰＤＦデータとリンク）・発明又は考案の名称・出願人・権利者の項目を含むエクセルデータ、並びに、判定人及び申請人との間で特定した項目を含むパテントマップ（紙媒体及び電子データ格納媒体）を本件特許調査の結果として、判定人との間で約した期日までに提出することに同意する。
2. 甲は、事業適合性判定手続規則第１４条第１項第２号に規定する外部調査機関調査費用（消費税別）を、申請人に直接請求することに同意する。
3. 甲は、本件判定の内容並びに本件判定に関する調査結果について、申請人及び判定人の承諾を得た場合を除くいかなる場合においても守秘義務を負うことに同意する。

上記同意の証として、甲は、本同意書一通を作成し、これを特許調査の結果と共にセンターに提出する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　甲：

　　　　　　　　　　　　　　　　\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_　㊞